

# 監 査 委 員 事 務 局

平成 26 年 3 月 31 日現在における平成 25 年度の予算及び事務事業の執行状況について定期監査を実施したので、その結果について概要を述べる。

## 1 職員の配置状況

当課の職員は局長 1 人、書記 1 人の計 2 人である。なお、公平委員会事務局を兼ねている。

## 2 予算の執行状況

当事務局に係る歳入はなく歳出だけである。

歳出では、職員の給与費を除く予算現額 248 万 1,000 円に対し、執行済額は 241 万 9,260 円で執行率は 97.5%となっている。

執行済額の内訳は、次のとおりである。

### (1) 公平委員会費

執行済額 7 万 2,360 円は、委員の報酬 4 万 4,360 円、全国公平委員会連合会等の負担金 2 万 8,000 円である。

### (2) 監査委員費

執行済額 234 万 6,900 円は、委員 2 人の報酬 167 万 8,800 円、旅費 17 万 1,000 円（費用弁償 13 万 2,000 円、普通旅費 3 万 9,000 円）、地方監査実務提要等の需用費（消耗品費）44 万 9,600 円、全国都市監査委員会等の負担金 4 万 7,500 円である。

## 3 事務の執行状況

### ○ 公平委員会事務局

地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づき設置された公平委員会の事務補助を行っている。

委員の職務としては、地方公務員法第 47 条の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。また、同法第 50 条の規定により、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定することなどがあるが、現在のところ、このような問題は発生していない。なお、委員は 3 人で非常勤となっている。

本年度は公平委員会を 2 回開催している。また、鹿児島県公平委員会連合会総会・研究会が薩摩川内市で開催され参加している。

### ○ 監査委員事務局

本市の監査委員事務局では、代表監査委員（識見）1 人、監査委員（議選）1 人の指導・監督の下で、次のとおり監査、検査、審査の補助を行っている。

#### (1) 監査（定期監査、財政援助団体等に対する監査）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を、市長部局の全課等、行政委員会の事務局及び 1 幼稚園、14 小学校、4 中学校から監査資料の提出を求め、実施している。学校等についてはそのうち 10 校を対象とし、4 校を学校訪問により現地調査を含めた事務監査を、6 校を事務監査のみを、それぞれ実施している。

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

なお、従来実施している地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体に対する監査と公の施設の指定管理者に対する監査については、監査時期の見直しを行ったことにより実施しなかった。

また、監査等の終了後に報告書を作成して議会及び市長に提出し、かつ、これを公表している。

(2) 検査（例月現金出納検査）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査を、会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の残高及び出納関係諸帳票等の計数の正確性を検査するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として毎月実施している。

なお、検査終了後は報告書を作成して議会及び市長に提出し、かつ、これを公表している。

(3) 審査（決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査）

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による決算審査を実施している。

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

地方自治法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用状況審査を実施し、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定による財政健全化判断比率及び資金不足比率審査を実施し、健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施している。

なお、審査終了後は意見を決定して市長へ提出している。

(4) 兼任事務の伊佐湧水消防組合、伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合及び大口地方卸売市場管理組合の一部事務組合についてもそれぞれ監査、検査及び審査の事務処理を行っている。

(5) 鹿児島県各市監査委員会定期総会及び鹿児島県各市監査事務局長会定期総会が日置市で開催され参加している。

(6) 年間の事務事業の執行状況については、別紙のとおりである。

4 負担金の執行状況

団 体 名	執行済額（円）	事 業 内 容
全国公平委員会連合会	18,000	公平委員会相互の連携を密にし、協力して公平制度の円滑な運営を図り、地方自治の本旨の実現に資する。
鹿児島県公平委員会連合会	10,000	鹿児島県下の公平委員会相互の連携を密にし、公平制度の円滑な運営を図る。

全国都市監査委員会	16,000	監査委員制度及び職務権限等について研究し、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図る。
西日本都市監査委員会	3,000	監査制度の円滑な運営とその進展を図るため、西日本地区において監査事務研修会を開催する。
九州各市監査委員会	11,000	監査事務を公正に遂行し、監査制度の調査研究を行い、都市行政の円滑な運営及び発展に寄与する。
鹿児島県各市監査委員会	3,500	監査委員の連携を密にし、監査委員制度の円滑な運営を図る。
鹿児島県各市監査委員会事務局長会	3,500	監査事務について研究するとともに、相互の連携を密にし、監査制度の円滑なる運営と発展に期する。

## 5 その他

当事務局で整備保管すべき財務に関する諸帳簿類は、おおむね良好に整備されていることを認めた。

(別紙)

## 事務・事業の執行状況

平成 26 年 3 月 31 日現在

実施月	定期監査	例月現金 出納検査	決算審査	財政援助団体等 に対する監査
4月	26日 企画調整課 30日 議会事務局 30日 監査委員事務局	22日・23日・24日		
5月	27日 財政課 28日 総務課 31日 地域総務課	21日・22日・23日		
6月	25日 税務課 27日 市民課	20日・21日	6日 水道事業会計	
7月	16日 林務課 17日 農政課 18日 建設課	22日・23日	9日 伊佐北始良環境管理組合 25日 一般・特別会計	
8月		20日・21日		
9月	25日 地域振興課 27日 農業委員会 30日 福祉事務所	20日・24日		
10月	21日 事務、現地監査 (大口中、菱刈小、 大口小、曾木小) 22日 事務監査 (山野中、大口東小、 山野小、羽月西小、 本城小、田中小)	17日・18日	3日 伊佐湧水消防組合 4日 伊佐北始良火葬場 管理組合 4日 大口地方卸売市場 管理組合	
11月	14日 水道課 26日 健康増進課 27日 長寿支援課	19日・20日		
12月	6日 会計課 6日 給食センター	18日・19日・20日		
1月	28日 環境政策課 29日 社会教育課 (図書館含む)	20日・21日		
2月	4日 文化スポーツ課 5日 教育委員会総務課 6日 学校教育課 12日 大口地方卸売市場 管理組合 12日 伊佐北始良火葬場 管理組合 13日 伊佐湧水消防組合	19日・20日		
3月	13日 伊佐北始良環境管 理組合	18日・19日		